

◆直近事業年度における事業の概況

2020年度〔2020年4月1日から2021年3月31日まで〕事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて発令された緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞などからサービス業を中心に大きく落ち込みました。2020年5月末の緊急事態宣言解除後は、経済活動が徐々に再開され、財政・金融政策の効果もあり、年度中盤には一部持ち直しの動きが見られたものの、2021年に入ると首都圏および近畿圏を中心に再び緊急事態宣言が発令されるなど、総じて厳しい状況が続きました。

2019年度末にかけて大きく混乱した金融市場は、財政・金融政策の下支えもあり、徐々に落ち着きを取り戻しました。国内株式は、欧米での感染の再拡大等から不安定化する局面もありましたが、ワクチン接種の進展や企業業績の回復への期待などを背景に、2021年2月には30年ぶりに高値を更新するなど、大幅に上昇しました。国内長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量質・質的金融緩和の継続により、年度を通じて低水準での推移となりました。

<事業の経過及び成果>

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症に対しては、お客さまと従業員への感染拡大の防止を最優先課題とした取組みを推進しました。お客さまへの対応としては、感染拡大の初期に訪問活動を自粛した一方で、お客さまへ安心をお届けするという保険会社の役割を踏まえて、安全配慮を図りつつ、保険金等のお支払いやお客さまからのお問い合わせへの対応を継続しました。また、感染拡大の影響が長引く中においてもご契約を継続いただくべく、保険料払込猶予期間の延長や契約者貸付利率の減免を行いました。あわせて「新型コロナウイルス感染症」を災害死亡保険金等のお支払い対象とする改正や、医療機関以外での療養の場合にも医師の証明書等の提出により入院給付金をお支払いする対応等を実施しました。従業員への対応の面では、在宅勤務、時差出勤等をさらに推進するとともに、感染拡大が営業活動等に及ぼす影響を考慮し営業職員の給与保障を実施しました。

また、コロナ禍の影響が長期化し、非接触のニーズが高まる中で、先進のコンサルティングを提供する新たな営業スタイルを確立すべく、ビジネスチャットツールやWeb面談ツールを導入するとともに、契約手続きの面でも、Webによる加入申込みを開始するなど、感染リスクの抑制とお客さまの利便性向上に努めました。

一方、2020年度は「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指して新たに策定した3ヵ年計画「スマセイ中期経営計画2022」の初年度でしたが、新型コロナウイルスを与件としたニューノーマルの時代を踏まえ、「お客さまにより一層寄り添い続ける」、「健康意識の高まりをサポートする」、「従業員の安全を確保し働き方を革新する」といった観点に注力すべく、内部管理業務からお客さま接点業務への人員シフトや、出張・会議の見直しおよびリモートワークを可能とする環境整備等の働き方改革の更なる推進を念頭に置いて中期経営計画の改定を行いました。SDGs達成に向けた取組みを進めて「社会に貢献する」、お客さまに寄り添った行動と働き方を通じて「社会に信頼される」、将来を見据えた企業体質の変革を通じて「社会の変化に適應する」という基本方針のもと、感染拡大へ対応しつつ、各事業分野の取組みを進めております。

このうち「社会に貢献する」ことにおいて、健康増進型保険「住友生命[Vitality]」^{*1}の推進による健康寿命の延伸を図っており、さらに人生100年時代を見据えたサービス・情報の提供等と合わせて、健康長寿社会に貢献することを中心に、ESG^{*2}を重視した事業活動を通じてSDGs達成に向けた取組みを進めております。

*1 「住友生命[Vitality]」は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。

*2 ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字をとったものです。

(個人保険分野)

個人保険分野では、変化する社会環境や多様化するお客さまのニーズに対応しつつ、営業職員や金融機関等代理店・保険ショップによるマルチチャンネルでの保険販売・サービスの提供に取り組まれました。

営業職員チャンネルでは、長寿社会におけるお客さまのニーズに対応したコンサルティングとサービスの提供に努めており、新型コロナウイルス感染拡大に対応したデジタルツール等の活用を進めながら、「住友生命[Vitality]」の提供により、SDGsの取組みの中心と位置付けている健康長寿社会への貢献を図っております。

「住友生命[Vitality]」については、お客さまの健康増進活動を促す商品として引き続きその販売に注力しており、商品の魅力を高める特典(リワード)の拡充にも努めております。その一環として、イオングループ各社と業務提携し、本州と四国においてヘルシーフード特典の提供を開始しました。さらに、人間ドック・健診予約サイトを運営するマンソン株式会社および「ポケモンGO」を手掛けるナイアンティック(Niantic, Inc.)とも業務提携し、それぞれ特典(リワード)の提供を開始しております。

この他、外出自粛等の影響で運動機会が減少する中においても前向きに楽しんで運動に取り組んでいただけでなく、「おうちVitality応援特典」と題して期間限定の追加特典やご自宅でもできるエクササイズオンラインレッスンの提供、ならびに運動動画の配信等を実施しました。

また、より多くのお客さまに健康増進の機会を提供するため、2021年4月にはVitality健康プログラムの一部を期間限定で体験いただけるツールを導入しました。

一方、昨今の医療技術の進歩と生存率の上昇を背景として、「がんと共に生きる」時代に対応すべく、2021年3月に、がん罹患後の再発等の不安や、生涯にわたる抗がん剤治療への備えを提供する新商品「がんPLUS A L I V E[®]」を発売しました。この商品は「住友生命[Vitality]」の対象商品であり、健康的な生活習慣の実践やがん検診を後押しする様々な仕組みを持つ「住友生命[Vitality]」を組み合わせて提供することにより、「がんのリスクに備え、リスクを下げる」新しいがん保障のカタチを提供してまいります。

*3 がん診断継続保障特約、がん薬物治療特約、がん診断特約の総称です。

多様化するお客さまのニーズに一層お応えすることを目的として、業務提携を通じた商品ラインアップの拡充も図っております。エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、「住友生命[Vitality]」を中心とした当社商品とあわせて、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

サービス面では、「人ならではの」価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況・状態に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値を向上させることを目指しており、「スマセイ未来応援活動^{*4}」を中心としたアフターサービスの提供にあたっては、非接触のニーズを踏まえたデジタルツール等の活用にも取り組んでおります。2020年度は、高齢社会やデジタル社会への対応を踏まえて、「お客さま未来安心活動」と称し、「スマセイのご家族アシストプラス^{*5}」や「スマセイダイレクトサービス^{*6}」の登録の手続きを推進しました。この「スマセイダイレクトサービス」については登録やログイン方法を簡略化するレベルアップを行っており、今後も更なる利便性向上に向けて、対象手続きの拡大等に取り組んでまいります。

*4 定期訪問等を通じて、お客さまにご加入内容の説明や必要な手続きの有無を確認するとともに、最新の情報をお届けする活動です。

*5 お客さまが認知症等になられた場合、あらかじめ登録いただいたご家族が契約内容の確認やお手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」[契約者代理制度] [被保険者代理制度]の3つのサービス・制度の総称です。

*6 ご自宅や外出先などから、インターネットや電話、提携ATMで、簡単に加入金取引・各種手続き・契約内容照会をご利用いただけるサービスです。

この他、デジタルを活用した本社からのアフターサービスを実施すべく「E Xサポートセンター」を2020年7月に開設しました。一部の地域でメール等を通じて各々のお客さまに応じた情報提供やご相談に応じるサービスを開始しており、順次対象地域を拡大させてまいります。

こうした販売とサービスの担い手となる営業職員については、入社後3ヵ月間の初期教育を充実させた四半期ごと^{*7}の採用・育成体制のもと、優秀人材の採用および継続教育により、コンサルティング力の向上とサービスの充実に努めております。

*7 都心部における採用については、人口・事業所の集約等により都心部のマーケットの重要度が高まると考え、採用時期を四半期ごとから毎月へと変更しております。

金融機関等代理店チャンネルでは、資産形成ニーズにお応えする貯蓄性商品を中心とした販売を推進するとともに、多様化するお客さまのニーズや環境変化に的確にお応えしていくために、お客さま向けサービスや代理店向けサポートの拡充に努めております。昨今の低金利環境下でも魅力のある商品を継続して提供すべく、2020年10月に外貨建一時払個人年金保険の商品改定を行うとともに、万一の際の死亡保障と自助努力による資産形成の機能を提供することを目的として、2021年3月に選択通貨建平準払終身保険を発売しました。

子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社にて、保険ショップ・金融機関等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しております。こうした中、主力商品である医療終身保険等については給付内容を充実させる商品改定を行い非常に好評いただいております。2021年3月には、同社の保有契約件数は100万件を突破しました。なお、同月にはこのような足元の新たな増加に伴い今後必要となる資本の確保のため、200億円の増資を行います。

リアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めております。

また、保険ショップを展開するいすみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、お客さまの比較検討ニーズにお応えする確かなコンサルティングに努めており、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応として、オンラインを活用した面談を導入しました。

(企業保険分野)

企業保険分野では、総合的な企業福祉制度の実現をサポートするために、福利厚生制度の充実を図る商品とサービスの提供に努めております。その一環として、「治療と仕事の両立支援」[健康経営]というニーズにお応えする団体3大疾病保障保険「ホスピタA(エース)」[ホスピタV]や、分散投資と機動的な資産配分によりリスクを抑えつつリターンの上昇を目指した団体年金保険「総合ロム」の販売に注力しました。また、オンラインを活用しつつ健康増進やライフプラン等をテーマとした各種セミナーを実施するなど、情報提供にも努めております。

(資産運用)

資産運用では、「ALM[®]運用ポートフォリオ」と「バランス運用ポートフォリオ」の2つのポートフォリオ運営を推進し、お客さまに安心・満足いただける資産運用の実現に向け、資産運用収益力向上とリスクコントロールの強化に取り組まれました。

*8 ALM(Asset Liability Management)とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

「ALM運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実な支払いに資することを目的として、長期の国債・国内事業債・国内融資を中心とした運用により保険契約の負債特性に応じたALMの推進を図りました。低金利環境が継続する見通しのもと、新型コロナウイルスの感染拡大による金融市場や景気への影響に十分に留意し、国内金利の上昇局面では超長期国債への投資を積極化させて国内金利リスクの削減を進める^{*9}とともに、業種や個別企業への影響に十分留意したうえで、割安感が高まった局面では為替リスクをとらぬ外貨建クレジット資産への投資を拡大するなど、資産運用収益力の向上に取り組まれました。一方、「バランス運用ポートフォリオ」では、許容されるリスクの範囲内で企業価値の向上を図るべく、割安感が高まった局面での国内外株式や為替リスクをとるオープン外国債券への投資を拡大しつつ、株価や為替の大幅な下落に備えたヘッジの実施など、適切なリスク管理に取り組まれました。

*9 保険負債よりも運用資産の方が残存期間は短く、期間のミスマッチが生じているため、超長期国債投資による運用資産の長期化はミスマッチを縮小させてリスクを削減する効果があります。

また、機関投資家の責務の一環として、持続可能な社会の実現および中長期的な運用収益の向上に向け、責任投資(ESG投資^{*10})およびスチュワードシップ活動)を推進しております。

*10 ESGに対する取組みなどの非財務情報も考慮しつつ、投資判断を行う投資家です。ESG投資促進の一環として、2019年3月に金融安定理事会により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の提言に賛同し、同年4月には国連責任投資原則(PRI：Principles for Responsible Investment)に署名しました。

具体的には、外部有識者を社外委員とする「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」を「責任投資委員会」に改組するなど、責任投資体制を強化しました。また、国内上場株式に加え、国内社債の投資先企業との対話を開始した他、新型コロナウイルス感染症対策への資金提供を便途とする債券(ソーシャルボンド等)への投資を通じ、保健医療分野や感染拡大の影響を受けている発展途上国への支援などを行いました。

(海外事業)

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ることを基本方針とし、長期的にはグループ基礎利益に対する海外事業の貢献割合を20%とすることを目標としております。また、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じて、事業イノベーション等の付加価値の創出を図ることをしております。

この基本方針のもと、シメトラの持続的成長とアジア出資先の企業価値向上、人材育成および新規M&Aの検討に取り組んでおります。こうした中、関連法人であるシングライフが、英国大手保険グループAviva plcのシンガポール事業を買収・事業統合することとなり、当社はご買収に際し、新たに約250億円の出資を行いました。今後、幅広い保険商品・金融ソリューションの提供を通じてシンガポール市場におけるプレゼンスの向上を目指してまいります。

海外出資先とのシナジー発揮に向けた取組みとしては、資産運用分野においてシメトラの投資顧問子会社への米国事業部での資産運用委託を本格化し、収益力の向上に取り組んでおります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応としては、世界経済の悪化や米国における低金利環境の長期化リスクを踏まえ、出資先の健全性に重点を置いたモニタリングを行うとともに、収益力の回復・向上に向けた取組みのサポートを実施しました。

(イノベーションの創出)

環境や社会の変化に素早く対応すべく、長期的な視点に立った企業変革の取組み(未来投資)の一環として、イノベーションの創出を推進しました。具体的に、スタートアップ企業等とのオープンイノベーションを通じた新規事業の創出や、最新のデジタルテクノロジーを活用した実証実験(Proof of Concept)を通じて、お客さまの利便性向上や社会課題の解決に繋がる新しいビジネス・サービスの創出に取り組んでおります。また、2020年11月にSBIインベストメント株式会社と共同でCVC^{*11}ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND(スマセイイノベーションファンド)」を設立しており、CVCを通じた事業共創により、「住友生命[Vitality]」を中心としたウェルネス関連企業などとのエコシステム構築、お客さまと保険会社の新たな接点、等の創出のための新しいテクノロジーの導入やサービスの実現等を目指してまいります。

*11 CVC(Corporate Venture Capital)とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、一層強固な財務基盤を構築するために、劣後特約借入金により2020年10月に700億円、米ドル建劣後特約社債の発行により2021年4月に9.2億ドル(1,005億円)を調達しました。

経営管理面では、役職員一人ひとりが保単で以上にお客さまの視点で発想し行動していくことを徹底するため「住友生命グループ行動規範」の周知・浸透・実践に取り組み、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進を図りました。また、働き方改革に積極的に取り組んでおり、リモートワークの活用や、既存業務の削減による長時間労働の抑制および休暇取得の促進等を通じて「健康でいきいきと生産性高く働く」ことができる職場の実現を目指しております。2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大も踏まえ、働く場所・時間を問わない働き方を実現するための取組みを一層進めました。なお、こうした働き方改革等の取組みが評価され「健康経営優良法人(ホワイト500)」に4年連続で認定されております。

さらに、多様な人材の活躍の推進にも取り組んでおり、その中で、女性の活躍推進の取組みをさらに加速させるべく、2025年度末の女性管理職比率を50%にするなどの目標を設定し、重点的に取り組むこととしております。

(業績の概況)

2020年度の業績の概況は次のとおりとなりました。個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問活動自粛の影響等により前年度比13.5%減の949億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比17.9%減の614億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.7%減の2兆2866億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{*12}については、13月目継続率で96.9%(前年度末比1.5ポイント増)、25月目継続率で90.1%(同3.1ポイント減)となりました。

*12 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率)募集対象年月：2018年11月から2019年10月まで、25月目(25月目継続率)募集対象年月：2017年11月から2018年10月まで)に継続している契約の年換算保険料の割合です。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆951億円(前年度末比2.0%増)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6665億円(同3.6%増)となりました。

【個人保険および個人年金保険】

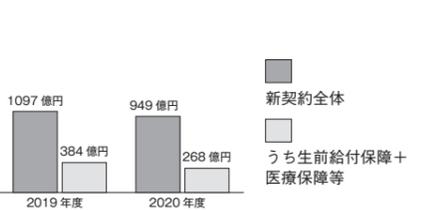
・年換算保険料

	2020年度	前年度比
新契約	949億円	13.5%減
うち生前給付保障＋医療保障等	268億円	30.2%減

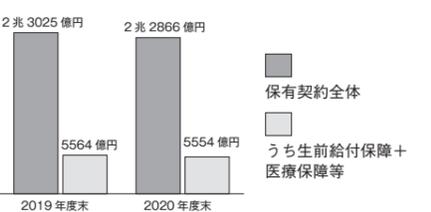
	2020年度末	前年度末比
保有契約	2兆2866億円	0.7%減
うち生前給付保障＋医療保障等	5554億円	0.2%減

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2020年度	前年度比
新契約(グループ全体)	1907億円	5.9%減
	2020年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	2兆8044億円	0.1%減

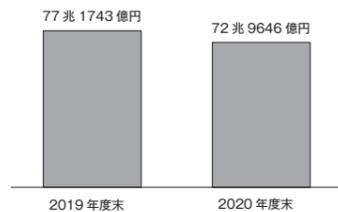
(注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラとの合計額です(住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険)。
2. シメトラの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2020年度	前年度比
新契約高	1兆534億円	27.1%減
減少契約高	5兆2631億円	17.1%減
	2020年度末	前年度末比
保有契約高	72兆9646億円	5.5%減

(注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なもの、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)

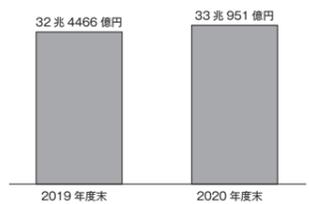


【団体保険および団体年金保険】

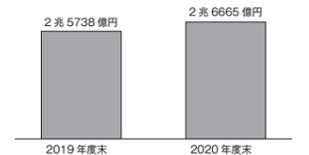
	2020年度末	前年度末比
団体保険	33兆951億円	2.0%増
団体年金保険	2兆6665億円	3.6%増

(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



<収支・資産等の概況>

2020年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。
収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1877億円(前年度比1.6%減)、資産運用収益が8160億円(同10.3%増)、支出面では、保険金等支払金が1兆7460億円(同7.4%減)、資産運用費用が1370億円(同49.0%減)、事業費が3300億円(同3.1%増)となりました。こうした結果、経常利益は1556億円(同63.6%増)となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は547億円(同10.9%増)となりました。
また、当期末未処分剰余金は550億円(前年度比13.9%増)となりました。
基礎利益については3476億円(前年度比6.4%減)と一定の水準を確保しております。この基礎利益等をもとに引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。
年度末の総資産については35兆4007億円(前年度末比7.4%増)となりました。
当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で27兆2620億円(前年度末比2.4%増)となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。
保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、840.5%(前年度末比33.1ポイント減)と引き続き十分な水準を確保しております。

<ご参考>当社グループの収支・資産等の概況

2020年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2020年度	前年度比
経常収益	3兆5177億円	0.9%増
経常利益	1182億円	214.5%増
親会社に帰属する当期純剰余	269億円	417.8%増
	2020年度	前年度比
グループ基礎利益*	3570億円	9.0%減
	2020年度末	前年度末比
総資産	41兆940億円	6.3%増

*グループ基礎利益は、住友生命とメディケア生命の基礎利益、シメトラ、パオベト・ホールディングス、BN1ライフ、アビバ・シングライフ、P1CC生命の税引前利益(住友生命の持分相当額)を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

<対処すべき課題>

「スミセイ中期経営計画2022」の2年目にあたる2021年度は引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を継続しつつ、2020年度に対応を進めてきた非接触下でのお客さま接点の拡充や、働き方改革の更なる推進、お客さま接点業務へのシフト等、各事業分野の取組みを着実に進めてまいります。そして、「人」と「デジタル」でお客さまを支え、「Well-being^{※13}」に貢献することで、「なくてはならない」生命保険会社の実現を目指してまいります。
2021年度からはその実現に向けた経営指針として、新たに「信」「深」「新」「進」という「4つのシン」を基軸として掲げております。1つ目は「信用・信頼」構築のための「住友生命グループ行動規範」の浸透、2つ目は人財共育^{※14}による「人」の価値向上と「デジタル」価値の融合による提供価値の「深化」、3つ目は「新たな」マーケット・「新たな」取組みへの挑戦、そして4つ目はSDGs達成への貢献やサステナブルなグループ経営体制の構築、スミセイブランド戦略2.0といった「進化」です。この「4つのシン」という基軸のもとでお客さまに寄り添ってあらゆる事業を前進させ、「スミセイ中期経営計画2022」の3つの柱である、SDGs達成に向けた取組みを進めて「社会に貢献すること、お客さまに寄り添った行動と働き方を通じて「社会に信頼される」こと、将来を見据えた企業体質の変革を通じて「社会の変化に適應する」こと」に取り組んでまいります。

具体的には、「社会に貢献すること」において、Vitalityの浸透や人生100年時代を見据えたサービス・情報提供を通じて健康長寿社会へ貢献するとともに、生産性向上・チームおよび個人のパフォーマンス最大化に向けてワークライフバランスを推進します。また、責任ある機関投資家として、持続可能な社会の実現への貢献と中長期的に安定した収益確保の両立を目指し、責任投資(E S G投資)およびサステナブルな活動を一層推進するとともに、資産ポートフォリオの2050年温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロ^{※15}の実現に向けた取組みを進めます。投資先のGHG排出量の削減に向けては、本質的な解決を重視することから、2030年中期目標を設定のうえ、投資先の状況に適した解決策を共に考え改善を促していく対話や、他の投資家との連携にも注力してまいります。加えて、将来の事業サステナビリティの強化にも注力しており、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込む観点から、引き続きシメトラの持続的成長やアジア出資先の企業価値向上に資する取組みを推進し、住友生命グループ全体としての収益の向上を図ります。

「社会に信頼される」ことにおいては、すべての取組みの前提である「住友生命グループ行動規範」について、その「浸透」から「実践」へと段階を移し、誰もが発言しやすい環境整備(心理的安全性のある組織づくり)を行うことで、「お客さま本位の業務運営」を一層進めてまいります。また、職員一人ひとりの能力の更なる向上等の人財共育の推進とあわせて、コミュニケーションの向上により、発想が広がる・お互いに関心を持ち理解し合えるなど「働きがい」を高め、パフォーマンスを向上させる働き方改革の進化に取り組めます。

「社会の変化に適應する」ことにおいては、「営業職員サポート」や「お客さまサービスへのシフト」を進めるための支社マネジメント改革を推進するとともに、個人保険分野と企業保険分野の情報連携の強化を通じて、より地域に密着した価値の提供に取り組めます。また、お客さまの声を継続的に収集しつつデジタルツールを活用することでお客さまのご意向に添ったアフターサービスを実施するとともに、各種手続きや通知のデジタル化を一層進めることで、「人ならではの」価値に「デジタル」を融合したサービスを提供してまいります。さらに、お客さまの体験価値と商品開発スピードの向上に向けたデジタルトランスフォーメーションの取組みを進めるべく、デジタルインフラの整備を進めてまいります。加えて、「SUMISEI INNOVATION FUND」(CVC)等を通じたオープンイノベーションの推進により、WaaS^{※16}エコシステム等の新たな価値の創造にも取り組んでまいります。

これらの取組みを着実に進めることで、お客さま、職員、社会にとって「なくてはならない」生命保険会社の実現を目指してまいります。

- ※13 身体的・精神的・社会的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。
- ※14 経営戦略を具現化する人財を目指し、上司と部下がお互い「育てる存在」かつ「育てられる存在」として共に育つことを意味します。
- ※15 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する(全体としての温室効果ガスの排出をゼロにすることを意味します)。
- ※16 WaaS(Well-being as a Service)とは、Well-being(よりよく生きること)に貢献するサービスを意味します。

(2)財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
	兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
個人保険	71 7512	66 7692	62 1090	58 0356
個人年金保険	15 6215	15 3060	15 0653	14 9289
団体保険	31 8890	32 2164	32 4466	33 0951
団体年金保険	2 6248	2 5896	2 5738	2 6665
その他の保険	2103	2055	2006	1967
保険料等収入	2 5085 79	2 4053 38	2 2243 03	2 1877 55
資産運用収益	7587 32	7598 29	7400 64	8160 10
保険金等支払金	1 9723 30	1 9534 87	1 8856 24	1 7460 05
経常利益	2299 33	2005 91	951 38	1556 34
当期純剰余	654 22	606 05	493 37	547 33
社員配当準備金繰入額	528 04	502 85	474 51	541 81
総資産	31 5369 34	32 7304 72	32 9511 05	35 4007 86

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

<ご参考>当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
	兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
経常収益	3 7471 35	3 6394 46	3 4859 73	3 5177 15
経常利益	2178 67	1508 40	375 91	1182 23
親会社に帰属する当期純剰余	698 35	482 66	52 07	269 65
包括利益	1674 68	928 25	246 20	5850 76
純資産額	1 6568 20	1 6457 23	1 5662 49	2 1038 68
総資産	36 0364 43	37 8114 70	38 6420 50	41 0940 86

(3)支社等及び代理店の状況

区分	前期末		当期末		当期増減(△)
	店	店	店	店	
支社	87	87	87	0	
事業部	2	2	2	0	
支部	1,449	1,454	1,454	5	
海外駐在員事務所	4	4	4	0	
計	1,542	1,547	1,547	5	
代理店	510	509	509	△1	

(4)使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	10,962名	10,921名	△41名	46歳	15年	348千円
営業職員	32,206名	34,799名	2,593名	46歳		

(5)主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第1回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする無担保社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております

(6)資金調達状況

劣後特約付借入金により、2020年10月に700億円を調達しました。

(7)設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位:百万円)	
設備投資の総額	24,752

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ. 重要な設備の新設等

2020年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	50,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	99.84%
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル (110円)	100%

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社エーエージェント	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	231百万円	44.83%
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアピア (2,315百万円)	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン (35,601百万円)	22.08%
Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,077 百万シンガポールドル (170,942百万円)	20.75%

(注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等12社が子会社、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社およびAviva Singlife Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等2社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。
3. 資本金の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2020年9月30日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはMedical Risk Managers, Inc.を譲渡しました。これにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。
2020年10月30日	当社の子会社であるSymetra Financial Corporationは4445 Lamont Properties, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2020年11月30日	当社は、当社の関連法人等であるSingapore Life Pte. Ltd.によるAviva Ltdの事業買収に際して設立された、持株会社Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.が行った3.2億シンガポールドル(約250億円)の増資の引受けを行うとともに、当社が保有するSingapore Life Pte. Ltd.の株式を同持株会社に株式移転し株式を取得したことで、同持株会社は当社の関連法人等となりました。同時に、同持株会社が、Singapore Life Pte. Ltd.およびAviva Ltdの発行済株式をすべて取得し、当社が当該2社に取締役を派遣したことから、Aviva Ltdも当社の関連法人等となりました(Singapore Life Pte. Ltd.は引き続き当社の関連法人等)。
2021年3月22日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行った200億円の増資の引受けを行いました。
2021年3月22日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約3億円の増資の引受けを行いました。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員等の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤 義雄*	取締役会長 指名委員 報酬委員	・読賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・パナソニック株式会社 社外監査役 ・サカタインクス株式会社 社外監査役 ・レンゴー株式会社 社外取締役	
橋本 雅博*	取締役 指名委員 報酬委員		
篠原 秀典*	取締役		
藤戸 方人*	取締役		
長瀧 研一	取締役 監査委員		
山下 徹	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・株式会社博報堂DYホールディングス 社外取締役	
釜 和明	取締役 (社外役員) 監査委員長	・株式会社IHI 特別顧問 ・第一三共株式会社 社外取締役 ・株式会社東京証券取引所 社外監査役	
森 公高	取締役 (社外役員) 監査委員	・日本公認会計士協会 相談役 ・株式会社日本取引所グループ 社外取締役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片山 登志子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・片山・平泉法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役	
岡 正晶	取締役 (社外役員) 監査委員	・梶谷総合法律事務所 弁護士 ・株式会社三井住友銀行 社外取締役(監査等委員)	
山本 謙三	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。
2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である長瀧研一を常勤の監査委員として選定しております。
3. 2021年3月31日の終了をもって、取締役会長佐藤義雄は、会長を辞任しました。
4. 2021年4月1日付で、取締役橋本雅博は取締役会長に就任しました。

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】 (単位：百万円)

区分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬の合計
取締役	7	158	—	158
執行役	15	521	279	800
合計	22	679	279	958

(注) 報酬の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

2020年度の業績連動報酬は、各指標の2019年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指標	目標	実績
E V事業収益	2,696	2,607
新契約価値(リテール部門)	2,603	2,088
新契約価値(代理店部門)	322	244

c. 報酬等の決定過程

【報酬の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名称	権限の内容
報酬委員会	・執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2020年6月11日	報酬委員会にて「退任執行役の報酬」を決議。「2020年度執行役の報酬」を審議。「2020年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2020年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2020年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2020年8月21日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2020年10月20日	報酬委員会に「2020年度経営計画の修正を踏まえた執行役の目標および業務執行計画」を報告。
2020年11月16日	報酬委員会に「2020年度経営者報酬調査」を報告。
2020年12月15日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2021年2月12日	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2021年3月1日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
山下 徹 釜 和明 森 公高 片山 登志子 岡 正晶 山本 謙三	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
片山 登志子	片山・平泉法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉法律事務所の間に特別な関係はありません。
岡 正晶	梶谷総合法律事務所 弁護士 当社は、梶谷総合法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
山下 徹	株式会社博報堂D Yホールディングス 社外取締役 当社は、株式会社博報堂D Yホールディングスと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。
釜 和明	第一三共株式会社 社外取締役 当社は、第一三共株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 株式会社東京証券取引所 社外監査役 当社は、株式会社東京証券取引所と保険の取引があります。
森 公高	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 当社は、株式会社日本取引所グループと保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外監査役 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
岡 正晶	株式会社三井住友銀行 社外取締役(監査等委員) 当社は、株式会社三井住友銀行と保険の取引があります。また、同社に融資を行っております。同社と代理店契約を締結しております。
山本 謙三	株式会社プリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社プリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係
該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
山下 徹	2015年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
釜 和明	2016年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
森 公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
片山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
岡 正晶	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会14回開催、うち14回出席	企業法務に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。
山本 謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会15回開催、うち15回出席 報酬委員会5回開催、うち5回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たしていただくことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をしていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言をしていただきました。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が本方針を定め、役員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づき開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制
 - ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
 - b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
 - c. 監査委員会事務局に関する以下の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。

・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

- ② 監査委員会への報告に関する体制
 - a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) 当社およびグループ会社（「グループ会社経営管理方針」に定めるものをいう）の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
 - b. 監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（グループ会社における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（グループ会社における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（グループ会社を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
 - c. bに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。

・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。

・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が開覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。

・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

- ③ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査委員会には常勤の監査委員を置き、原則として常勤の監査委員は社内取締役とする。
 - b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、当該指示に従い、必要な対応を講じる。
 - d. 前3項ならびに前記a、bおよびcに定めるもののほか、「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通・情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。

・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。

・内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。

・2020年度において、監査委員会と代表執行役社長および各執行役が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制
 - ① 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 経営方針および役員等の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動規範」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。

(3) 社外役員に対する報酬等 (単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	—

4. 基金に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況 (単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小倉 加奈子 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 鈴木 崇雄	204* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務である「団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務（PBO）計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の保証業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は292百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。
 2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
 3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。
- ロ. 当社の重要な子法人等のうち、Symetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けておりません。

- b. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
- (1)コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2)内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3)コンプライアンス統括部担当執行役員は、法令等遵守に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- c. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- d. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 企業倫理の向上を図るべく、「住友生命グループ行動規範」の内容も踏まえ、役員に対する教育を定期的・継続的に実施している。 コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。 通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。 コンプライアンス統括部担当執行役員は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役に報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役はその結果を踏まえて執行役を選任している。 反社会的勢力による関与またはその恐れが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
法令等遵守態勢 保険募集管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> 2019年度に制定した「住友生命グループ行動規範」を踏まえた教材作成・研修等を実施した。 法令等遵守に資する観点から改正した「職員懲戒規程」の施行(2020年10月)に向け、社内周知(諸会議・研修)および細則整備等を実施した。 コンプライアンス推進役による支社等への出向指導・フォローを実施した。 損保における保険募集管理態勢については、元変会社との更なる連携のうえ募集品質の向上を図る「損保クオリティ向上運営」を開始した。 代理店における保険募集管理態勢については、適切な保険募集管理のため、コンプライアンス統括部門と代理店部門が連携し、モニタリング等の対応を実施した。
マネー・ロンダリングおよび資金供与対策	<ul style="list-style-type: none"> FATF審査にかかる当局報告、ギャップ分析・リスク評価・取引モニタリング・疑わしい取引の届出を実施した。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	<ul style="list-style-type: none"> 適正な勤務管理の徹底を求める社内通知の発信や、月1日以上休暇取得の推進を行った。 ハラスメント行為の防止に向けた各層への継続教育を実施した。 「内部通報・相談窓口」の更なる周知と信頼性向上のため、研修を継続実施するとともに、窓口の利用状況の開示等による周知を行った。 「第三者認証制度」の検討状況を注視しつつ、引き続き「自己適合宣言」の審査基準を満たす窓口運用を継続している(内部申告による処分軽減運用を開始)。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細目に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> 新東京本社プロジェクトの一環として、計画的な書類削減を推進した。 東京本社から倉庫への文書預け入れおよび取寄せ等に関する手続きを電子化し、従来よりも効率的かつ迅速な文書管理・活用を可能とした。
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 統合報告書について、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正内容も踏まえ、内容を拡充した。 統合報告書の振り返りや今後のディスクロージャーの方向性について、経営政策会議および取締役に報告した。 2020年3月に設置した「サステナビリティ推進協議会」での審議を経て、SDGsへの対応や推進体制、TCFD提言への対応等に関する情報開示を行った。 CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)導入により、本社各部署が機動的に公式ホームページを更新できる体制を整備し、スピーディーな情報更新を行った。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
 - (1)リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2)リスク管理統括部担当執行役員は、リスク管理に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> リスク管理統括部は、取締役が各年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 リスク管理統括部担当執行役員は年2回、リスク状況を取締役に報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 危機発生時の具体的な対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、態勢の維持・向上に努めている。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
統合的リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 「統合的リスク管理規程」に基づくプロセスに沿ってリスク管理を実施し、モニタリング等の状況を取締役等に報告した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響については、感染拡大によるマーケットへの波及等を考慮したストレステストを実施するとともに、重要なリスクの管理等を通じて定期的にモニタリングを実施した。 「統合的リスク管理計画」に基づき、追加投資枠運営(企業価値向上のための機動的なリスクテイクを適切に管理し、一定の健全性を確保する枠組み)、中長期的に目指すリスクカバー率水準と対比したモニタリング等を行った。また、収益力向上のためのリスクテイクや国内金利リスクコントロールの状況を中心とした資産運用リスクのモニタリング・コントロールの実施等、統合的リスク管理の高度化に向けた取組みを実施した。
グループベースでのリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 半期ごとに連結ベースのリスクカバー率の状況を取締役等に報告した。 国際的な規制動向を踏まえ、シメトラと対話を図りながら、リスク管理等に関する対応を進めた。
サイバーセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 「サイバーセキュリティ対応計画(2020～2022)」に基づき、サイバー攻撃に対する技術的な防御・検知策の強化を図るとともに、サイバーセキュリティに係る環境・動向およびモニタリング状況等について月次で経営政策会議構成員および関連部門向けレポーティングを実施した。 また、同計画に基づき、サイバー攻撃対応演習、社内教育等の態勢強化策を実施した。 グループ会社においてもサイバー攻撃対応演習を実施したほか、体制整備状況の確認を行った。
危機管理態勢・業務継続計画	<ul style="list-style-type: none"> 所属長の災害対応力強化や、支社への救命胴衣・蓄電池の導入等、災害対応力強化に向けた対応を実施した。 新型コロナウイルス感染症に関し、関連部門間で連携のうえ適切な対応を進め、職員の安全を確保したうえで保険金支払い等の重要業務を継続した。また、非対面でのコンサルティング・アフターフォローを希望するお客さまにも対応できるよう、メールアドレスの取得や、Zoom・LINE WORKSの導入等、直接の面談を必須としない取組みを推進した。 職員の安全確保に向けては、在宅勤務の推進の他、オフィスレイアウトの工夫、サーマルカメラ、パーテーション、アルコール消毒液の設置、不要不急の会食自粛等の対策を講じた。 保険事務部門のBCP強化に向けて、平時から受電・事務の権限化(2021年7月新宿事務センター稼働)の整備を進めた。 メディアケア生命のBCP訓練への参加等、グループ会社の大規模災害対策、BCP対応等の実効性向上を図った。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
 - 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。 1事業年度を遂行期間とする年間経営計画および3事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年2回の振り返りを実施している。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
ガバナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> 「取締役会等の実効性評価」に外部機関を導入して課題を分析し、その結果を踏まえた執行側での対応を通じ、ガバナンスのレベルアップや役員会審議の更なる充実に向けた対応を行った。 取締役会における実効的な審議や議論の充実に向けて、役員会付議事項の見直し、役員会資料のレベルアップ等の対応を行った。 社内意思決定の迅速化に向け、「職務権限規程」の大規模な改正を実施した。
経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の流行による環境変化を踏まえ、「スミセイ中期経営計画2022」および「2020年度経営計画」を修正した。 「スミセイ中期経営計画2022」および「2020年度経営計画」の遂行状況や外部環境を踏まえ、「2021年度経営計画」を策定した。
収益管理	<ul style="list-style-type: none"> 近年新たに出資した子会社等における財務報告の体制構築を推進するなど、連結財務諸表をより適切に作成する体制を構築した。 未来に向けた投資の成果や経験を着実に会社の未来につなげるための運営改善、既存業務・既存経費の計画的な支出抑制等に継続して取り組んだ。 導入が検討されている経済価値ベースの資本規制についてフィールドテスト等を通じて分析を行うなど、新たな資本規制を巡る議論の動向や保険契約の国際会計基準の修正等を踏まえて対応を行った。

- ⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社およびグループ会社それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動規範」を制定する。
 - 「グループ会社経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、以下の事項を含むグループ会社の経営管理を行う。
 - (1)グループ会社の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - (2)子会社におけるリスク管理に関する規程の整備およびグループ会社リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 - (3)グループ会社経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 - (4)子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
 - 必要に応じて当社の役員をグループ会社の監査役または取締役として派遣し、グループ会社の内部統制システムの有効性を確認する。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「住友生命グループ行動規範」を踏まえ、グループ会社の経営管理を行っている。 海外グループ会社およびマルチチャネル戦略に関わる国内グループ会社の経営状況については年2回、それ以外のグループ会社の経営状況については年1回、事業企画部等の担当執行役員が取締役に報告している。 国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する事項について定めた規程を整備させるとともに、リスク管理に関する計画や「コンプライアンス・プログラム」を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 取締役会において「グループ会社経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「グループ会社経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。 国内外の子会社に対しては取締役会の議決権の過半数を占める取締役、国内外の関連法人に対しては各数名の取締役をそれぞれ派遣するとともに、各グループ会社の機関設計や当社の出資比率等に応じて監査役を派遣しており、これらの監査役または取締役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
国内グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社経営管理の実効性を高める観点から、「分野別協議会(※)」の運営見直し等について検討を進めた。 グループ各社の経営計画振り返りや、計画修正に関する事前承認プロセス等を通じて、経営状況と課題への対応を確認した。 ※戦略グループ会社とした子会社の経営戦略、業務執行および内部統制システムの整備等にかかる事項の協議および指導を行うことを目的に、当社および戦略グループ会社の関係部門の長が構成する会議体
海外グループ会社	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング資料について、当社経営陣が注視すべき点を明確化した。 新規投資案件については、関連規程に則り、適切に対応した。
グループベースの経営管理	<ul style="list-style-type: none"> コムフレームに関連した監督指針改正を踏まえたグループベースの経営管理体制の構築について検討を開始した。

- ⑥顧客保護が図られることを確保するための体制
お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の管理等を行う。

「顧客保護が図られることを確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。 お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。 「CX戦略会議」を設置し「CX取組計画」を検討・策定するうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
2020年度における主な取組み	
お客さま本位の業務運営	<ul style="list-style-type: none"> 「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け、「役員と本社部長の行動規範ミーティング」を実施したほか、「所属毎の行動規範研修」において「行動規範」動画の視聴を行った。 昨年までと同様、「お客さま本位推進委員会」において「お客さま本位の業務運営」の遂行状況の振り返りを行った。 「お客さま本位推進委員会」において、「住友生命グループ行動規範/浸透策の共有」を図った。 お客さまの声を収集、分析、改善を図る観点から顧客調査体系を見直し新たな枠組みで調査を開始した。 NP S向上に資する取組みとして、お客さまの意向を踏まえ、デジタルツールの活用を含めたアフターフォローの実現に向けて体制整備を図った。
保険契約管理	<ul style="list-style-type: none"> 非接触を望まれるお客さま向けのWeb申込手続きの導入や、Web上でお手続きができる「スミセイダイレクトサービス」の機能拡充を行った。対面サービスにおいても、スピーディーかつ不備の発生しない電子的手続きの対応業務を拡大した。 「認知症PLUS」について、登録ご家族まで登録完了通知の直送や、70歳以上の契約者かつ募集時にご家族の同席のなかった契約の登録ご家族へのアウトバウンドコールを実施するなど、サービスの充実に取り組んだ。 代理店チャネルのお客さまに対し「ご家族アシストプラス」の登録勧奨を推進した。
保険金等支払管理	<ul style="list-style-type: none"> 原因分析と再発防止策を講じることで過少払い抑制に努めた。 「認知症ブック」による情報提供や電話相談サービスの提供等を通じ、「認知症PLUS」にかかる保険金等請求促進策を実施した。
顧客サポート等管理	<ul style="list-style-type: none"> 苦情管理態勢の更なる強化に向け迅速かつ柔軟な対応を実現することを目的に、本社担当者が直接苦情折衝にあたる体制を構築した。 当社が委託する募集代理店等における態勢構築状況について臨店指導等により確認を行ったほか、募集代理店等へ苦情に関する情報提供等を行った。
顧客情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 昨年開始した「顧客情報等保護運営 指定・優秀社社制度」の運営を継続しており、基準抵触社社については再発防止に向けた対応を実施している。 全社に対して情報漏洩事故の未然防止・再発防止に関する資料提供を実施した。
外部委託管理	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託管理の実効性を高めるべく、外部委託先のモニタリングおよび契約更新に関する事務の効率化を実施した。 委託先のモニタリング管理を徹底し、適切な外部委託先の管理に努めた。
利益相反管理	<ul style="list-style-type: none"> 国内、海外グループ会社の利益相反の取組状況をモニタリングし、問題がないことを確認した。 「ステュードントシップ活動に関する第三者委員会」(2021年1月に「責任投資委員会」に改組)において、保険取引先や融資取引先など利益相反が生じる可能性が高いと考えられる企業の議決権行使について、利益相反の観点から審議を行っている。

- ⑦内部監査の実効性を確保するための体制
内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。
- 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理態勢等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
 - 内部監査部の担当執行役員は、内部監査に関する重要事項を取締役に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与する他、内部監査部役員に職務遂行上、必要なすべての役員・資料へのアクセス権を付与している。 取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 内部監査部の担当執行役員は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役に報告を行っている。 また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて次の体制を整備する他、監査委員会に内部監査部担当執行役員が出席する等、その強化を図っている。 「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等 このほか、2020年度においては次の取組みを行っている。 	
--	--

2020年度における主な取組み	
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、「内部監査中期計画(2020-2022年度)」および「2020年度内部監査年間計画」の修正を行い、各組織における「新型コロナウイルスへの対応」に係る課題認識・取組状況等を確認した。また、監査品質に留意しつつリモートによる監査手法を導入するとともに、導入に合わせて「内部監査規程」等を整備した。 ・内部監査人協会(IIA)(※)が認定する「公認内部監査人(CIA)」等の専門資格の取得推進や知識・スキル向上のための研修を実施し、内部監査の専門性の維持・向上を図った。 ・外部評価を実施し、当社の内部監査態勢、取組みが国際基準に適合していることを確認するとともに、更なる高度化の観点から国内大手金融機関の取組みを参考に助言を受けた。 <p>※米国に本部を置くThe Institute of Internal Auditor(内部監査人協会)の略称。内部監査に関する国際基準等の策定や専門資格の認定を通じ、国際的に指導的役割を担っている。</p>

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

1. 2020年7月21日、Web会議システムを使用して総代候補者選考委員会が開催され、2021年総代改選についての候補者91名が決定されました。これに基づき2020年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2021年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2. 2020年11月18日、東京都において審議委員会を開催し、2020年度上半期事業概況等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,497名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,877,969名、総代数は178名です。

<商品に関する事項>

1. 2020年10月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)(20)「たのしみグローバルⅡ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払個人年金保険です。
 - ・「指数連動プラン」では、据置期間中、毎年の指数の上昇率および連動率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。なお、指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、積立金は指定通貨建で減少しません。
 - ・「定率増加プラン」では、据置期間中、一定の積立利率および経過年月数により積立金が増加し、その積立金額に基づいた年金をお支払いします。
2. 2021年3月15日、低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険「プラスつみたて終身保険」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した終身保険です。円建・米ドル建から選択いただけます。
 - ・ご契約から5年経過時点で死亡保険金額(円建または米ドル建)が増加し、以後、一生生涯保障します(ご契約当初5年間の死亡保険金額は既払込保険料相当額)。
 - ・解約返戻金額(円建または米ドル建)はご契約から5年経過以後に、既払込保険料相当額を上回ります。また、以後基本保険金額を上限に増加し続けます(保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定)。
3. 2021年3月23日、「がん診断継続保障特約」を発売しました。本特約と「がん薬物治療特約」「がん診断特約」の3つの特約を「がんPLUS ALIVE」と呼称して提供しております。「がん診断継続保障特約」の主な特徴は次のとおりです。
 - ・生まれて初めて所定のがんと診断されたときに、がん診断保険金をお支払いします。
 - ・直前のがん診断保険金またはがん入院一時給付金のお支払理由に該当した日から1年経過後に、所定のがんによる入院を開始されたときにがん入院一時給付金をお支払いします(支払回数無制限)。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

中期経営計画に掲げる「社会に『なくてはならない』保険会社」を目指し、SDGs達成を通じた社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1. コロナ禍でのCSVプロジェクトにおける「社会への健康増進の働きかけ」として、親子スポーツイベントを行う「スマセイ Vitality Action」をオンラインで開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等をオンラインで実施しました。その他、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援等にも取り組みました。
2. 子育て支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」や、全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を実施しました。「スマセイアフタースクールプロジェクト」においては、子ども向けプログラムや大人向け勉強会をオンラインで開催するとともに、ネットコミュニケーションツール「放課後をもっと! 楽しくNET」を活用して、プログラムおよび勉強会開催後のアフターフォローや離れた地域の学童同士の交流の活性化に努めました。また、子どもの情操教育支援を目的とする「こども絵画コンクール」を実施しました。
3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、本社・東京本社ビル内におけるレジ袋の提供廃止やプラスチックストローの使用中止を通じて、プラスチックごみの削減に取り組みました。また、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガス排出量ネットゼロ)の実現に向けて、温室効果ガス(GHG)排出量を算出し、その排出量と今後の削減目標の情報開示を行いました。
4. 1992年から、職員の社会貢献意識の更なる向上を図るため、職員が各地でボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。2020年度はコロナ禍であることを踏まえ、職員の家庭で余った食品を寄付する「フードドライブ」や、自宅で作成したグリーティングカード等を寄付する「おうちヒューマニー」など、「時間・場所に捉われない新しい活動」を推進しました。また、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し、番組公式サイトからのオンライン募金を推進しました。
5. 「令和2年7月豪雨」被災地支援の一環として、住友生命労働組合と協力し当社および関連会社にて募金を実施し、総額115万3736円を被災者および被災地域へ寄贈しました。
6. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億5951万1766円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に4074万9764円、子育て支援・次世代応援事業に1億3421万1187円、地球環境保全事業に1000万円、地域社会関連事業に350万815円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に5万円です。